

LPガス料金が安くなると思ったら・・・

【事例1】「ガス料金を安くします」とLPガス業者が訪問してきた。安い方がよいので販売店変更のため現在契約している販売店に連絡したところ、「配管設備は当社のもので。解約するなら配管設備代15万円を払ってほしい」と言われた。4年前に建売住宅を購入したときにそんな説明はなかった。払う必要があるのか。(40代 男性)

これまでLPガス（プロパンガス）業界では、ガス販売業者が新築建物に無償で配管工事を行い、その家の購入者に自社のガスを継続的に契約してもらう慣行がありました。無償と言っても、配管代は毎月のガス料金に組み込まれており、分割払いと同じことです。そのため、契約先を変更するとき、配管代の残りの代金を請求される場合があります。

【消費者へのアドバイス】

- ①現在の販売業者との契約内容を確認しましょう。「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）」により、LPガス事業者は消費者に取引条件を明確に記した書面（液石法14条書面）を交付する義務があります。現在の販売業者から交付されたこの書面で設備の所有関係を確認します。また、住宅の購入や建築時に、配管設備代金等が住宅の価格に含まれていたかを重要事項説明書や請負契約の工事費内訳書で確認します。これらの契約内容により、配管設備代金を支払う必要が有るか無いかを判断してください。
- ②ガス販売業者と契約するときは、メンテナンスの体制や、将来解約したときの負担などについて、業者に十分確認するようにしましょう。また、液石法14条書面の確認も必要です。
- ③LPガス料金は都市ガスや電気などの認可料金とは違い、ガソリンや灯油などと同様に自由料金ですので、地域や販売店によって料金が異なります。自由料金であるが故に、最初は安くても段階的に値上げされ、数年後にはさほど安くなる可能性もあります。LPガス料金については石油情報センターで地域ごとの平均価格を公表していますので参考にしてください。
石油情報センターウェブサイト (<http://oil-info.ieej.or.jp/>)
- ④LPガスの訪問販売は「特定商取引に関する法律」の規制対象になります。業者が訪問してLPガスの勧誘や販売をするときは、勧誘に先立ち氏名を明示して、勧誘目的を告げなければなりません。書面の交付義務があり、断っている人への再勧誘は禁止されています。たとえ契約しても、契約書面を受け取った日を含め8日間はクーリングオフができます。
- ⑤LPガスに関するトラブルの御相談やお問い合わせは、お近くの消費生活相談窓口を御利用ください。(2011年4月)